

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第 1 問】 次の【事例】を読んで、【設問】すべてに答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. P株式会社（以下「P会社」という。）は、食品スーパーを業とする上場会社であり、取締役会設置会社である。P会社の取締役会の構成員は、代表取締役A、取締役B1、B2、B3、Cの5名であり、Cは社外取締役である。
2. P会社の定時株主総会は、毎年6月末に開催されるが、その開催を控えた4ヶ月前に、P会社の元従業員でありP会社の発行済株式総数の1%を保有するGが、元部下であった取締役B3を訪ねてきた。Gは、1年前にP会社を退職し、P会社と取引関係にあるQ株式会社（以下「Q会社」という。）の取締役に就任している。Q会社は2年間無配が続き経営状況はよくない。
3. P会社は10年以上前から、複数の店舗において海外産の牛肉の一部を国内産の牛肉と偽装し、その他の食品についても産地を偽装し販売を行っていた。Gは、そのことを次回の定時株主総会で公にするとともに、そのことを知りながら10年間黙認していたA、B1及びB2の責任を追及する内容の株主提案を考えているので、協力して欲しいという提案をB3にした。B3はその場では、Gに協力する旨の回答を行ったが、B3は、取締役就任時に、Aからその事実を伝えられており、しかも、偽装は現在でも継続して実施しているため、自らも責任追及されるおそれもあると考え、Aに相談することにした。
4. B3から相談を受けたAは、Cを除く他の取締役を集めて対応策を協議した。その結果、P会社が、Q会社が取引銀行に対して負っている5000万円の債務を無償で肩代わりすること、Gが現在保有するP会社の株式のすべてをP会社の現経営陣と友好関係にあるHに譲渡し、その株式の売買価格は市場価格の1.5倍とし、P会社の交際費を財源として、P会社がHに代わって当該株式の売買代金の支払いを行うこと、によってGの計画を未然に防げないか、B3を通じてGに交渉することを決定した。
5. B3は、上記の内容をGに提案し、GもQ会社の経営再建を図る必要性もあり、その提案を受け入れることとした。その後、直ちに、P会社の取締役会が招集され、上記の事情をまったく知らないCのみが合理性のない経営戦略や目的であると強く反対したが、他の取締役全員の賛成で、Q会社との連携強化という趣旨でQ会社の債務を肩代わりし、Q会社の取引銀行に対して5000万円の支払を代表取締役A名義で行った。またGの申し出によりHへの株式売却価格は市場価格100万円に変更されたが、P会社の交際費を利用して、B3によってGに直接100万円が支払われ、Hへの株式譲渡によりGはP会社の株主ではなくなった。
6. ところが、P会社の定時株主総会の開催2ヶ月前に、P会社のパート従業員の内部告発により上記の偽装が週刊誌等で報道された。その後P会社では第三者委員会が設置され、第三者の厳しい目による調査により、Gに対する一連の対応も公になった。また、Cは第三者委員会の調査中にGに対する一連の対応を知った。

【設問】

1. P会社から、Hへの株式譲渡の代金の支払を受けたGは、P会社に対して会社法上何らかの責任を負うか説明しなさい。
2. Gに対する一連の対応のために支出された金銭について、P会社の取締役5名は、P会社に対して会社法上どのような責任を負うべきか説明しなさい。

【第2問】下記の①～⑤の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。(配点20点)

① 判例の趣旨によれば、定款に定めのない財産引受けは、たとえ会社成立後、株主総会の特別決議をもってこれを追認しても、有効にはならない。

② 判例の趣旨によれば、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法とはならない。

③ 判例の趣旨によれば、株主総会の決議を経て、取締役に対する退職慰労金の算定基準等を定める会社の内規に従い支給されることとなった会社法361条1項所定の報酬等に当たる退職慰労年金について、退任取締役相互間の公平を図るため集团的、画一的な処理が制度上要請されているときには、上記内規の廃止の効力を既に退任した取締役にも、その者の同意なしに及ぼし、未支給の退職慰労年金に係る債権を失わせることが認められる。

④ 判例の趣旨によれば、任期の満了により取締役を退任したが、会社法又は定款で定めた取締役の員数を欠くため、なお取締役としての権利義務を有する者については、その者の職務執行に関して不正行為等があった場合でも、訴えをもってその解任を請求することができない。

⑤ 判例の趣旨によれば、株主は、自己に対する株主総会の招集手続に瑕疵がない場合には、他の株主に対する招集手続に瑕疵があるときでも、そのことを理由として、株主総会決議の取消しの訴えを提起することができない。